

## 外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）(抜粋)

### 内閣告示第二号

一般の社会生活において現代の国語を書き表すための「外来語の表記」のよりどころを、次のように定める。

平成三年六月二十八日

内閣総理大臣 海部 俊樹

【原文は縦書き】

### 外来語の表記

#### 前書き

- 1 この『外来語の表記』は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表すための「外来語の表記」のよりどころを示すものである。
- 2 この『外来語の表記』は、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。
- 3 この『外来語の表記』は、固有名詞など（例えば、人名、会社名、商品名等）でこれによりがたいものには及ぼさない。
- 4 この『外来語の表記』は、過去に行われた様々な表記（「付」参照）を否定しようとするものではない。
- 5 この『外来語の表記』は、「本文」と「付録」から成る。「本文」には「外来語の表記」に用いる仮名と符号の表を掲げ、これに留意事項その1（原則的な事項）と留意事項その2（細則的な事項）を添えた。「付録」には用例集として、日常よく用いられる外来語を主に、留意事項その2に例示した語や、その他の地名・人名の例などを五十音順に掲げた。

本文

## 「外来語の表記」に用いる仮名と符号の表

- 1 第1表に示す仮名は、外来語や外国の地名・人名を書き表すのに一般的に用いる仮名とする。
  - 2 第2表に示す仮名は、外来語や外国の地名・人名を原音や原つづりになるべく近く書き表そうとする場合に用いる仮名とする。
  - 3 第1表・第2表に示す仮名では書き表せないような、特別な音の書き表し方については、ここでは取決めを行わず、自由とする。
  - 4 第1表・第2表によって語を書き表す場合には、おおむね留意事項を適用する。

## 留意事項その1(原則的な事項)

- 1 この『外来語の表記』では、外来語や外国の地名・人名を片仮名で書き表す場合のことを扱う。
- 2 「ハンカチ」と「ハンケチ」、「グローブ」と「グラブ」のように、語形にゆれのあるものについて、その語形をどちらかに決めようとはしていない。
- 3 語形やその書き表し方については、慣用が定まっているものはそれによる。分野によって異なる慣用が定まっている場合には、それぞれの慣用によって差し支えない。
- 4 国語化の程度の高い語は、おおむね第1表に示す仮名で書き表すことができる。一方、国語化の程度がそれほど高くない語、ある程度外国語に近く書き表す必要のある語 特に地名・人名の場合 は、第2表に示す仮名を用いて書き表すことができる。
- 5 第2表に示す仮名を用いる必要がない場合は、第1表に示す仮名の範囲で書き表すことができる。  
例 イエ イエ ウオ ウオ トウ ツ, ト ヴア バ
- 6 特別な音の書き表し方については、取決めを行わず、自由とすることとしたが、その中には、例えば、「スイ」「ズイ」「グイ」「グエ」「グオ」「キエ」「ニエ」「ヒエ」「フヨ」「ヴヨ」等の仮名が含まれる。

## 留意事項その2(細則的な事項)

以下の各項に示す語例は、それぞれの仮名の用法の一例として示すものであって、その語をいつもそう書かなければならぬことを意味するものではない。語例のうち、地名・人名には、それぞれ(地)、(人)の文字を添えた。

【中 略】

## 付 錄

### 用 例 集

#### 凡 例

- 1 ここには、日常よく用いられる外来語を主に、本文の留意事項その2(細則的な事項)の各項に例示した語や、その他の地名・人名の例などを五十音順に掲げた。地名・人名には、それぞれ(地)、(人)の文字を添えた。
- 2 外来語や外国の地名・人名は、語形やその書き表し方の慣用が一つに定まらず、ゆれのあるものが多い。この用例集においても、ここに示した語形やその書き表し方は、一例であって、これ以外の書き方を否定するものではない。なお、本文の留意事項その2に両様の書き方が例示してある語のうち主なものについては、バイオリン／ヴァイオリンのような形で併せ掲げた。

【以下略】